

キャット・フレンドリー・クリニック シルバー&ゴールド基準

以下の基準はキャット・フレンドリー・クリニックのシルバーまたはゴールド認定を取得するために最低限必要なものです。シルバーまたはゴールドに認定には、以下に記載されているすべての基準を満たすとともに、別紙に記載している基本事項（ブロンズ基準）も併せて満たしている必要があります（別紙基準を参照してください）。

待合室

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え：

待合室は以下のどちらかに該当する必要があります：

- 猫専用待合室
- 犬と猫の視線を遮断するため、視界を遮るもので仕切られた猫専用待合スペースを設置

猫専用の予約時間は推奨されますが、上記を省くことはできません。キャリーの上にカバーをかけると、猫がより安全だと感じることはできますが、猫と犬の間の視覚的な障壁にはなりません。

猫の待合室/スペースは診察室へのアクセスが、犬や過度の騒音との接触を最小限にするように配置する必要があります。

ゴールド

追加基準はありません

診察室

シルバー

追加基準はありません

ゴールド

すべてのブロンズおよびシルバー基準に加え：

少なくとも一つ以上の診察室を主にまたは専属的に猫の診察に使用していること

通常の診察時間は最低15分なければいけないが、猫のストレスを最小限に押さえ、猫とフレンドリーなインタラクションを持つことができるように長めにすることが強く推奨されます。

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え:

猫専門の入院室が院内に備わっている必要があります。最低限、日中に猫を入院させることができる施設であること。

日中と夜間の両方で猫を入院させることができることが望ましいですが、シルバー認定では、必要な場合には、夜間・週末に入院するために他のクリニックに猫を移動させることができます。

猫のケアを担当するスタッフは、猫の入院に伴うストレス（恐怖、フラストレーションなど）を認識し、これを管理し最小化する方法について学んでいる必要があります。

キャット・フレンドリー・クリニックの認定を申請するクリニック、および猫が日常的に夜間・週末入院する他のクリニックでは、以下の基準をすべて満たしている必要があります。

すべての入院ケージは次の条件を満たしている必要があります。

- 破損や不具合がなく、衛生的で、清掃が簡単であること
- 安全が確保され逸走が防止されていること
- 非浸透性の素材による構造であること
- 頑丈で不透明な床であること
- 壁と天井は頑丈で不透明なもの、またはメッシュやバーの場合は猫同士の視覚的な接触を避けくしゃみの飛沫抑制になるようにカバーが付いていること
- 簡単に洗浄および消毒できること（カバーを含む）
- 二次汚染のリスクを最小限に抑えるために、洗浄・消毒の手順書が必要です

ケージは、互いに向かい合ったり、180°未満の角度で隣接したりしないことが理想的です。ケージが互いに向き合っている場合（直接または斜めに）、ケージの最も近い部分の間に最低 2m の間隔、および/またはそれらの間に頑丈な不透明の仕切りが必要です。

入院中の猫のケージ内には、次のものを用意する必要があります。

- トイレ用トレイ（さまざまタイプの無臭のトイレ砂が用意されている必要があります）。
- 快適で柔らかい寝床（タオル、毛布、アクリル素材の猫ベッド、「イグルー」（日本でいうかまくらやちぐらのようなもの）など）。
- 猫が隠れる場所（「サックベッド」(袋状のベッド)、 「イグルーベッド」（かまくら・ちぐら）、ハイサイドボックス（背の高い箱）など）。
- 使用が適切な場合、さまざまなおもちゃ（使い捨てまたは簡単に消毒できるもの）。

入院エリア内には、手、寝床、用具（トイレなど）の洗浄・消毒設備が必要です。

以下は、クリニックで利用可能であり、必要に応じて使用する必要があります。

- 体温を維持するための設備（加熱できるパッドなど）
- 補助酸素を提供する設備
- 院中の猫の入浴、乾燥、毛づくろいを行う設備
- 入院中の猫のためのさまざまなフードとフードボウル
- 猫の使用に適したさまざまな静脈内輸液、投与セット、カテーテル、および制御された量の輸液を投与が可能な機器（ビュレット、輸液ポンプ、シリンジポンプなど）

シルバー（続き）

入院病棟内では：

- 犬と猫はできるだけ遠くに離す
- 犬と猫の間の視覚的接触は最小限に抑える
- 騒音と人の出入りを最小限に抑える

飼い主は、入院中の猫の夜間の監視レベルに関する情報提供をうける必要があります。

すべての猫は、クリニックに入院している間、明確に個体識別されなければなりません（例えば、適切な識別手段と文書の使用）。

24時間以上入院しているすべての猫は、基本的な項目を詳細に記載した毎日の入院記録を保持する必要があります。ただし、以下に限定されません。

- バイタルサイン（TPR）
- 疼痛評価スコア
- 感情的な状態
- 臨床徴候
- 治療
- 食物と水の摂取量
- 尿・便の量
- 体重とボディコンディションスコア

以下は、許容されるケージ（棚板を除く）の最小内寸です（クリニック内のケージ、または猫が入院している他のクリニックのケージのいずれも）：

- 24時間以内の入院の場合：床面積2700cm²（例：45cm x 60cm）、高さ39cm
- 24時間以上の入院の場合：床面積3600cm²（例：60cmx60cm）、高さ55cm

ゴールド

ブロンズとシルバーのすべての要件に加え、以下を満たすこと：

短期（24時間未満）および長期（24時間以上）の入院治療が必要なすべての猫は、このクリニックで入院する必要があります。日常的な症例を他のクリニックに移し、夜間や週末に入院させることは許可されません。ただし、他のクリニックに紹介され、そのクリニックが退院まで患者のケアを引き継ぐケースは含まれません。

すべての猫患者のために、犬用の病棟とは物理的に分離された、静かで落ち着ける猫専用の入院病棟が必要です。

犬の病棟に隣接している場合は、完全な壁で仕切られている必要があります。

猫の病棟は適切な照明、換気、温度管理（周囲温度を 18 ~ 28 °C に保つ）が必要です。クリニックは食事を準備して冷蔵する設備が必要です。

食品の保管と食事の準備をする場所は、洗浄/消毒する場所とは別にする必要があります。

ゴールド（続き）

フードボールを洗浄、消毒する場所は、トイレ用トレイの洗浄および消毒に使用される設備とは別にする必要があります。これは、別々の食器洗いボウルを使用するのと同じくらい簡単です。

24 時間以上入院しているすべての猫の安静時エネルギー要求量 (RER) を計算し、食物摂取量を監視して記録する必要があります。

輸液ポンプやシリンジポンプなどの医療機器を使用して、定められた量の静脈内輸液を投与する機能が必要です。

すべてのケージの床、壁、天井は頑丈で不透明である必要があります（ケージの前面以外にメッシュやバーを使用することはできません）。

猫がケージの高い場所にいられるだけでなく、隠れることができなければなりません（例：猫が床より上で休むことができるように、ケージには棚、台、箱、または構造物が必要です）。

おもちゃ、さまざまな隠れ場所や高い場所、さまざまな寝床、ソフトクローキングのケージのドア、猫用合成フェイシャルフェロモンスプレー/ディフューザーの使用など、環境を豊かにする追加の要素を提供する必要があります。

許容されるケージの最小内寸は以下の通りです（棚板を除く）：

- 24時間以内の入院の場合：床面積3600cm²（例：60×60cm）、高さ55cm。
- 24時間以上の入院している場合：床面積6300cm²（例：90cm x 70cm）、高さ55cm。

伝染病に感染した猫を隔離するための施設がクリニックで利用可能でなければなりません。

- 隔離場所は他の猫から離れ、明確な表示のある独立した収容エリアでなければなりません
- メッシュの側面および/または上部を備えたケージを隔離に使用する場合は、ケージの前面を除くすべての領域に簡単に洗浄および消毒できる不浸透性のカバーを使用する必要があります
- 廃棄物の処理、着用する保護服、消毒手順の詳細を含む、隔離された猫の管理方法に関する方針を書面で作成する必要があります

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え:

クリニックでは、子猫を含むさまざまな猫に全身麻酔を導入し、その維持のために利用できる適切な設備がなければなりません。これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 酸素を吸入し、蘇生を行い、体温を維持/低体温防止するための機器
- カフなしのチューブや子猫に適したチューブを含む、さまざまな適切な気管内チューブ
- 喉頭に適切な喉頭鏡と局所麻酔薬
- 麻酔器具は定期的に整備し、正常に機能する状態を維持する

クリニックは定期的に猫の痛みを評価し、痛みが疑われるか予想される場合はいつでも適切な鎮痛療法に介入する必要があります。これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 痛みを伴う猫の診察前（禁忌でない限り）
- 必要に応じての適切なマルチモーダル療法の使用
- 歯科を含むすべての外科的処置に対する適切な周術期鎮痛
- 可能な限りの先制鎮痛の適用
- 入院中の猫と自宅で治療が必要な猫の両方に適切な鎮痛療法

ゴールド

すべてのブロンズおよびシルバー基準に加え:

猫が麻酔にかかっている間は、トレーニングを受けたスタッフが常に麻酔の状態を監視しなければなりません。非常に短い処置（猫の去勢など）や緊急処置を除いて、麻酔チャートに記入（および保管）する必要があります。これらには以下が含まれる必要がありますが、これらに限定されません。

- 症例情報と処置の詳細
- 導入および維持麻酔薬
- 定期的かつ頻繁に記録されるバイタルサイン
- 合併症

麻酔モニタリングのために利用可能で日常的に使用されなければならない機器には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- パルスオキシメトリー（さまざまな適切な猫用プローブ付き）
- 血圧モニター（適切な猫用カフ付き）
- 食道内聴診器

訓練を受けたスタッフが麻酔後のモニタリングを実施する必要があります。

外科処置

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え：

各種のサージカルパック、縫合および消毒用の器具を揃えていること

適切な洗浄および滅菌設備は、手術機器および器具のために利用可能であること

滅菌ガウンと手袋を用意し、必要に応じて使用すること

滅菌されたことを確認するために、すべてのパックに適切な表示があること

滅菌パックには滅菌日の記載が必要で、長期間未使用のパックには再滅菌に関する方針が必要です

ゴールド

すべてのブロンズおよびシルバー基準に加え：

手術をいつでも実施できる無菌の手術室が必要です。これは、他の目的（診察室など）に使用してはならず、次のことが必要です。

- 外科的処置 ± X 線撮影用の機器のみ設置
- 表面が簡単に清掃可能
- 十分に明るく、手術室に適した照明器具の設置
- 手術台は洗浄と消毒が容易な非透過性素材で手術前の剃毛には使用不可
- 洗浄と消毒の手順書を作成
- 病棟の清掃施設とは別の手洗い施設の設置
- レントゲン写真表示の設備の設置

歯科処置

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え：

猫の使用に適したスケーラー、キュレット、歯周プローブ、エレベーターおよび/またはラクスエーターの選択が利用可能で、器具は鋭利な状態が適切に維持されていることが必要です。

各猫に消毒された歯周／口腔手術用の器具のパックが必要です。

正確な歯科記録とチャートを保持する。チャートの例は[こちら](#)でご覧になれます。

歯科処置

ゴールド

すべてのブロンズおよびシルバー基準に加え：

歯科用 X 線撮影 - 専用の歯科用X線撮影装置が理想的ですが、少なくとも、口腔内非スクリーンフィルムまたはデジタル設備を使用した高解像度画像が利用可能でなければなりません。

すべての歯科処置で口全体の歯科X線写真を、すべての抜歯で抜歯前と抜歯後の両方のX線写真を提供する必要があります。

機械による歯石除去、研磨、歯根分割、抜歯のための歯科用器具が備わっていること。注水可能な超音波方式やガス圧方式のデンタルユニットを推奨します。

いかなる場合も 歯科および歯科処置は、手術室で実施しないこと。

画像診断

シルバー

シルバーレベルでは、クリニック内でX線撮影装置およびX線撮影ができることは要求されません。

診療所内でX線撮影ができない場合は、必要な場合にX線撮影を手配する方法について明確な手順書が必要です。

診療所内でX線撮影が可能な場合、その設備はゴールドの最低要件を満たしていなければなりません（下記参照）。

超音波診断装置は、クリニック内で利用可能であるか、または必要なときに近くで超音波診断に容易にアクセスできるように手配されている必要があります。

ゴールド

院内には次のものがが必要です。

- 成猫と子猫に適した各種のカセット
- 照射野の絞り込みが可能な放射線撮影機
- 可能な限り用手保定せずにX線撮影ができるように、猫を人以外で保定するための十分な準備（鎮静、麻酔、ブロック、クレードル、くさび型マット、サンドバッグ、補助具など）
- X 線撮影記録は以下を含む必要があるが、必ずしもこれらに限定されません。
- 患者情報と撮影部位
- 露出とフィルム、カセットや使用した機器の種類
- 撮影立会者の氏名

超音波診断装置は、クリニック内で利用可能であるか、または必要なときに近くで超音波診断に容易にアクセスできるように手配されている必要があります。

検査室の備品

シルバー

すべてのブロンズ基準に加え:

次のものがが必要です:

- 診断可能な臨床顕微鏡
- PCV測定、血液分離、尿沈査のための遠心分離機
- 院内設備の定期的な品質管理チェックを実施していること

ゴールド

すべてのブロンズおよびシルバー基準に加え:

院内には次のものがが必要です。

- ナトリウム、カリウム、カルシウムなどの血中電解質の測定機器
- 血中尿素、クレアチニン、総たんぱく量の測定機器
- 血液、体液、組織、尿の染色スライド（ディクウィック染色やセディステイン染色など）

規約と条件

キャット・フレンドリー・クリニック認定証とそれに伴う広報資料は、認定を受けた特定のクリニックのみに適用されます。各クリニック施設には、補足情報を含む個別の申込書が必要です。

キャット・フレンドリー・クリニックのウェブサイトへの登録を保持し、キャット・フレンドリー・クリニックのステータスとロゴを使用するには、キャット・フレンドリー・クリニック認定を毎年、更新する必要があります。年間の**ISFM** プラクティス メンバーシップも必要です。さらに、3年ごとに完全な再認定が必要です。

ISFM は提出いただいたデータを各国の獣医学組織（日本では**JSFM**）、**ISFM**キャット・フレンドリー・クリニックのスポンサー企業と共有することがありますが、それ以外の第三者と共有することはありません。

ISFMは認定を受けたクリニックを無作為に訪問し、(クライアントなどから) フィードバックを収集することがあり、上記のいずれかが正確でないことが判明した場合、認定を取り消す権利を留保します。

CFCへの申請をもって、クリニックは以下に同意したものとします

- 認定期間中、**ISFM**のプラクティス・メンバーであり続けること
- キャット・フレンドリー・クリニックのホームページに連絡先を掲載すること
- 待合室の目立つ所に、キャット・フレンドリー・クリニックの認定書を掲示すること
- 猫の専任従事者の変更があった場合、**ISFM** に通知すること
- クリニックの資料にキャット・フレンドリー・クリニックのロゴを確実に使用すること
- 認定基準に関連するクリニックの変更を **ISFM** に通知すること